

実行計画編



綾瀬市マスコットキャラクター
「あやびい」



I 前期実行計画

「綾瀬市生涯学習推進プラン前期実行計画」は、令和3年度から令和7年度までを計画期間とし、各基本方針のより具体的な方向性を「施策の方向」として示し、施策の方向ごとに本市の現状と課題を分析しています。

こうした現状や課題を踏まえ、基本目標を実現するために重点的に取り組むことが必要な事業を「重点取組」として位置付け、年度別の取組と事業量を「年度別目標」として設定するとともに、前期実行計画期間終了時の目標を「5年後の目標」として示しています。

また、総合計画の「戦略プロジェクト」に関連する事業についても、市全体で進めていく必要のある重要な取組であることから、重点取組と同様に年度別目標と5年後の目標を設定しています。

そのほか、新たに取り組む事業については、その内容を具体的に示すため、「新規取組」として年度別の取組と事業量を、そのほかの取組については、「その他取組」として事業の概要と主な取組を掲載しています。

取組一覧

取組数 27事業

【内訳】

重点取組（重点）：5事業

総合計画戦略プロジェクト関連取組（戦略P）：2事業（重点との重複あり）

その他取組（空欄）：22事業

No.	取組	区分	取組名	所管課	頁
基本方針 1 生涯学習活動の推進					
1-1 ライフステージに応じた学習活動の支援					28
1		継続	生涯学習お届けバラ講座の実施	生涯学習課	30
2		継続	公民館事業の実施	生涯学習課	30
3		継続	成人への人権教育の推進	生涯学習課	30
4	重点	拡充	読書活動の推進	生涯学習課	29
1-2 生涯学習活動を支える地域人材の育成					31
5		拡充	生涯学習人材バンク制度の実施	生涯学習課	32
6		継続	地域婦人団体連絡協議会活動の支援	生涯学習課	32
基本方針 2 生涯学習環境の充実					
2-1 持続可能な生涯学習環境の確保					33
7	重点/戦略P	新規	生涯学習施設の再編計画の推進	生涯学習課	34
2-2 施設の効果的・効率的な管理・運営					35
8		継続	図書館の施設運営の充実	生涯学習課	36
9		継続	文化会館等の施設運営の充実	生涯学習課	36
基本方針 3 文化芸術活動の推進					
3-1 市民の自主的な文化芸術活動への支援の充実					37
10	重点	継続	あやせ文化芸術祭の開催	生涯学習課	38
11		拡充	文化芸術活動を行う団体等への支援	生涯学習課	39
12		継続	文化会館での市民参加・共創事業の実施	生涯学習課	39
3-2 優れた文化芸術の鑑賞機会の提供					40
13		継続	あやせ市民芸術鑑賞事業の開催	生涯学習課	41
14		継続	市民ホールコンサートの開催	生涯学習課	41
15		継続	アヤセ・プロムナード・コンサートの開催	生涯学習課	42
16		継続	小学校への音楽アウトリーチ事業の実施	生涯学習課	42
17		継続	文化会館における優れた芸術鑑賞機会の提供	生涯学習課	42
基本方針 4 歴史文化の未来への継承					
4-1 あやせ目久尻川歴史文化ゾーン構想の推進					43
18	重点/戦略P	新規	あやせ目久尻川歴史文化ゾーン構想の推進	生涯学習課	44
4-2 文化財と市史資料の保存と活用					45
19		継続	神崎遺跡の保存と活用	生涯学習課	46
20		継続	文化財等の保存と活用	生涯学習課	46
21		継続	史跡ガイドボランティア組織への支援と活用	生涯学習課	46
22		継続	綾瀬市史の編集	生涯学習課	46
23		継続	市史資料のマイクロフィルム化・デジタル化の推進	生涯学習課	46
基本方針 5 家庭・地域・学校の連携・協働による教育力の充実					
5-1 家庭教育支援の充実					47
24	重点	継続	家庭教育支援の充実	生涯学習課/教育指導課	48
25		継続	P T A 連絡協議会活動の支援	生涯学習課	48
5-2 開かれた学校づくりと地域学校協働活動の推進					49
26		拡充	地域学校協働活動の推進	生涯学習課/教育指導課	50
27		継続	学校開放の実施	生涯学習課/教育総務課	50

市民の自主的な生涯学習や現代的課題・地域課題の解決のために、生涯学習お届けバラ講座や公民館事業、人権教育事業等の実施により、市民の様々な生涯学習活動を支援します。また、地域や自宅など身近な場所で図書館サービスが利用できる環境を整備するなど、ライフステージに応じた読書活動の場を提供するとともに、図書館、学校、庁内関係部署、ボランティア・団体等とも連携し、子どもの読書活動を推進します。

1 現状と課題

現 状

- 市政への理解と市民と行政の協働によるまちづくりを推進するため、市民の自主的な生涯学習の場に市職員を講師として派遣する、生涯学習お届けバラ講座を実施しています。
- 人権問題に関する理解と認識を深めるために、人権を考える講演会（研修会）や平和・人権映画会を開催しています。
- 平成30年度には図書館で電子図書館サービスを導入し、いつでもどこでも読書ができる環境を整備しました。
- 綾瀬市子ども読書活動推進計画に基づき、図書館、学校、庁内関係部署等と連携し、4～5か月児健診の際に絵本をプレゼントするブックスタートや、小学校や保育所、幼稚園、児童館等への配本など、子どもたちの読書活動を推進するための事業を実施し、各事業の進行管理や評価を行っています。
- 公民館事業については、指定管理者によって、地域人材を活用した講座や子どもの体験学習、子育て・生きがい等のライフステージや市民ニーズにあった講座などを実施し、市民の学習の機会を提供しています。

課 題

- 市職員による生涯学習お届けバラ講座の内容については、派遣依頼のあるテーマに偏りがあることから、現代的課題や市民ニーズを捉えた講座内容へ見直す必要があります。
- 成人への人権教育事業については、庁内関係部署とも連携しながら学習機会の提供を行い、一層推進していく必要があります。

○高齢者や障がい者等が自宅など身近な場所で読書に親しむことができるように、図書館が実施する電子図書館サービスのコンテンツ数やその内容の一層の充実を図るとともに、紙の本にも身近な場所でふれられる新たなサービスを導入する必要があります。

○これまでの取組の評価を参考に反映した、第3次綾瀬市子ども読書活動推進計画に基づき、図書館や学校等とともに、ボランティア・団体等との連携を軸とした子どもの読書活動の更なる推進に向け取り組んでいく必要があります。



○公民館事業については、引き続きライフステージや市民ニーズに応じた講座を実施し、市民の学習機会の充実と提供に取り組んでいく必要があります。

2 主な取組（重点取組等）

取組No.4	読書活動の推進		区分	拡充	所管課	生涯学習課
重点取組						
概要	図書館と連携し読書活動の推進を図るとともに、第3次綾瀬市子ども読書活動推進計画に基づき、小・中学校、庁内関係部署、ボランティア・団体等とも連携し子どもの読書活動を推進する事業を実施します。また、連絡会で事業の進行管理を行うことで着実に実施していきます。					
年度別取組目標	年度	取組内容	事業量			
	R 3	①ライフステージに応じた読書活動に資するサービスの実施 ②第3次綾瀬市子ども読書活動推進計画に基づく事業の進行管理の実施 ③図書館やボランティア・団体等との連携によるおはなし会の開催	①読み聞かせ講座：年36回 あかちゃんのとしょかん：週1回 おはなし会：随時 ブックスタート：年24回 セカンドブック：新小学校1年生全児童 配本：保育所・幼稚園、 小学校、高齢者施設、 地区センター・児童館6施設 団体貸出：小・中学校、高齢者施設等 図書館だより：年11回 世代別情報紙の発行（3紙）：各年4回 電子図書館：通年 ②子ども読書活動推進計画連絡会：年1回 ③毎月実施			
	R 4	①～③同上	①～③同上			

	年度	取組内容	事業量
年度別 取組目標	R 5	①～③同上 ④宅配貸出サービスの実施	①～③同上 ④有償による貸出サービス：随時
	R 6	①～④同上	①～④同上
	R 7	①～④同上	①～④同上
5年後の 目標	関係機関との連携により、子ども読書活動推進計画に基づいた事業の実施や進行管理を着実にを行うとともに、ボランティア・団体等とも関わりをもちながら、新たなサービスを導入し、ライフステージに応じた読書活動のための環境を整備します。		

3 その他取組

取組No. 1	生涯学習お届けバラ講座の実施	区分	継続	所管課	生涯学習課
概要	市民の多様な学習ニーズに応えるとともに、市政への理解と市民と行政の協働によるまちづくりを推進するため、市職員を市民の自主的な生涯学習の場（講座）に講師として派遣します。				
主な 取組内容	各講座への市職員（講師）の派遣				
	制度の利用促進に向けたパンフレット等の配布				
	利用者アンケートを基にした講座内容の分析・検討				
取組No. 2	公民館事業の実施	区分	継続	所管課	生涯学習課
概要	指定管理者が民間のノウハウを生かし、地域人材を活用した事業や、現代的課題や地域課題の解決を目的とした講座、ライフステージや市民ニーズに応じた講座等を実施することで、市民の学習機会の提供や地域づくりにつなげます。				
主な 取組内容	地域人材の活用や地域づくりにつなげる事業の実施				
	ライフステージや市民ニーズに応じた公民館講座の実施				
取組No. 3	成人への人権教育の推進	区分	継続	所管課	生涯学習課
概要	講演会（研修会）や映画会などを開催します。				
主な 取組内容	人権を考える講演会（研修会）の開催				
	平和・人権映画会の開催				

市民の多様な生涯学習活動の支援及び推進のために、知識や技能を持った個人や団体を人材バンク制度として登録し、地域や学校での学習活動や体験活動の講師につなげるとともに、登録者が地域でさらに活躍するために活動の活性化を目指すほか、地域婦人団体連絡協議会が行う生涯学習事業を支援します。

1 現状と課題

現 状

- 様々な知識や技能、豊かな経験を持つ地域の方を、生涯学習人材バンクに登録し、冊子や市ホームページで紹介し、地域における様々な学習活動や体験活動の講師などに活用されています。
- 人材バンク登録者のスキルアップを目指して、人材バンク登録者支援プログラムを実施し、講座実施時の参加者募集や会場の支援、講座の運営・実施の助言を行っています。
- 地域婦人団体連絡協議会が行う、男女共同参画社会の推進や現代的課題に関する市民を対象とした講座等の生涯学習事業に対し、事業費の補助等の支援を行っています。

課 題

- 生涯学習人材バンク制度は、登録者の高齢化などにより登録者数が減少していることから、市民にとらわれず知識や技能をもつ指導者を新たに登録し、更なる周知・啓発を行うとともに、制度の活性化を図るため、人材バンク登録者支援プログラムを着実に実施し、公民館（指定管理者）との連携をより強固にしていく必要があります。
- 地域婦人団体連絡協議会の会員数の減少が課題となっていることから、長年の活動で得た知識や経験を生かしてできる新たな取組を市とともに検討し、様々な世代に向けた活動の周知を図っていく必要があります。



2 その他取組

取組No.5	生涯学習人材バンク制度の実施	区分	拡充	所管課	生涯学習課
概要	学習活動や地域づくり活動を支援するため、知識や技能、経験を有した地域人材の制度への登録を進め、その情報を市民に広く提供するとともに、登録者の活動の活性化に向けた支援を行います。				
主な 取組内容	市広報やホームページを活用した制度のPR				
	生涯学習人材バンク登録者の募集				
	生涯学習人材バンク登録者支援プログラムの実施				
	公民館（指定管理者）と協力した事業の実施				
取組No.6	地域婦人団体連絡協議会活動の支援	区分	継続	所管課	生涯学習課
概要	市民の主体的な生涯学習活動を推進するため、市民や地域で行われる男女共生講座等の生涯学習事業に対して支援します。				
主な 取組内容	生涯学習事業への補助金の交付				
	講座等の開催にかかる企画・運営等への支援				



持続性と利便性の向上に向けた、快適な生涯学習環境を提供するため、「綾瀬市公共施設再編計画」に基づき、市民のニーズに応じた生涯学習施設の再編を推進するとともに、施設の長寿命化に取り組みます。

1 現状と課題

現 状

- 公共施設再編計画に基づき、サービスや利便性を低下させることのない、市域や地域の生涯学習施設の今後の在り方を検討しています。
- 生涯学習施設については、文化会館・中央公民館・図書館等、建築後40年以上を経過している施設が多く、老朽化が進んでいるほか、バリアフリーへの対応や気軽に本に親しむスペースなどが不足しています。

課 題

- 施設の効率的な維持管理による財政負担の軽減を図るとともに、多くの市民が「つどい・まなび・つながる」ことのできる生涯学習施設の充実を図るため、公共施設再編計画に基づき、施設規模の縮小を図りつつ、施設の集約化・複合化等により、サービスや利便性は向上させていく「縮充」の考え方により、市民ニーズに応じた生涯学習施設の再編を推進するとともに、施設の長寿命化について取り組む必要があります。
- 加えて、図書館については、平成28年に策定した「これからの綾瀬市立図書館の在り方について（指針）」を現在の課題や市民ニーズを踏まえて見直し、本市が目指す図書館像を検討していく必要があります。
- 改修・再配置の実施に当たっては、実施時期や期間、その間の対応について十分に検討し、市民の学びの共創の場としての生涯学習環境を確保できるよう配慮する必要があります。

2 主な取組（重点取組等）

取組No.7	生涯学習施設の再編計画の推進		区分	新規	所管課	生涯学習課
重点/戦略P						
概要	持続可能で快適な生涯学習環境を確保するため、公共施設再編計画や各施設の修繕等計画に基づいた生涯学習施設の改修等を進めます。					
年度別 取組目標	年度	取組内容	事業量			
	R 3	①公共施設再編計画及び修繕等計画に基づく改修工事等の実施 ②改修工事等の実施に係る指定管理者との調整 ③学びの共創の場の確保	①12施設、随時 ②調整会議：月1回 ③随時			
	R 4	①～③同上	①～③同上			
	R 5	①～③同上	①～③同上			
	R 6	①～③同上 ④公共施設再編計画第2期アクションプランに係る検討	①～③同上 ④随時			
	R 7	①～④同上	①～④同上			
5年後の 目標	公共施設再編計画及び修繕等計画に基づき、生涯学習施設の改修・修繕・再配置を進めます。					



様々な市民の自主的な活動や団体等の支援に向け、共創の場づくりに合わせたサービスの向上に向けて効果的な施設運営を進めます。また、生涯学習施設の指定管理者制度を活用した管理・運営により、市民の読書活動の推進や文化芸術活動の向上、公民館事業の充実を進めます。

1 現状と課題

現 状

- 平成20年度から図書館（3分室含む）の、平成27年度から文化会館・中央公民館・全地区センター・コミュニティセンターの管理・運営に指定管理者制度を導入しています。
- 指定管理者において、施設の運営方針や指定管理者のノウハウを生かした市民ニーズに沿った事業を実施しています。
- 市民の生涯学習活動や社会教育、文化芸術の振興に資する取組が効果的に実施されているか、市のモニタリングのほか、図書館協議会や文化会館運営審議会、公民館運営審議会において検証を行っています。
- 平成30年度には地区センター等の自由学習室の整備、令和3年度には個展も開くことのできる中央公民館の市民展示ギャラリーの開設を行い、個人での学習や活動への支援も推進しています。
- 令和元年度には、外国人市民への情報提供ガイドラインに基づき、文化会館や図書館入口にある施設名の表記を、ひらがなと英語を併記するなど、多様化した市民ニーズに対応した施設を目指しています。

課 題

- 指定管理者制度による管理・運営により、市民サービスや利便性の低下を招くことのないよう、それぞれのライフステージに合った学習活動の場や機会を設けているか、引き続きモニタリングを行い、適切に指導を行う必要があります。
- 実施した事業の成果や結果を分析し、今後の生涯学習事業の内容について、指定管理者と協議・調整した上で、施設利用者からの意見を反映させた地域住民の自主的な学習活動や共創の場の確保を図り、学習を通じた地域づくりの活動を支援する事業を実施する必要があります。
- 指定管理者の更新時については、本市の目指す施設像を踏まえた仕様の見直しを行うとともに、次期の指定管理者への着実な引継ぎを行う必要があります。

○本市における近年の外国人市民の人口増加に伴い、外国人市民も利用しやすい管理・運営など、更なる配慮が必要です。

○市民ニーズの多様化から、団体による活動や学びはもちろんのこと、個人での学習や活動に対する支援も充実させていく必要があります。

2 その他取組

取組No.8	図書館の施設運営の充実	区分	継続	所管課	生涯学習課
概要	図書館事業の充実を図るため、指定管理者制度による管理・運営により、図書館のサービスの向上と効率的な施設運営を進めます。				
主な取組内容	指定管理者提案事業の進行管理				
	指定管理者との連絡会議、報告書の確認等による指定管理者のモニタリングの実施				
	図書館協議会の開催				
	第4期指定管理者の募集				
取組No.9	文化会館等の施設運営の充実	区分	継続	所管課	生涯学習課
概要	市民の自主的な活動や団体・個人の支援に向け、社会教育の視野を含めた文化芸術の向上や社会教育・公民館事業の充実を図ります。また、指定管理者制度による管理・運営により、文化会館、中央公民館、地区センター等のサービスと利便性の向上を図り、共創の場づくりに向け、効果的な施設運営を進めます。				
主な取組内容	指定管理者提案事業の進行管理				
	指定管理者との連絡会議、報告書の確認等による指定管理者のモニタリングの実施				
	文化会館運営審議会の開催				
	公民館運営審議会の開催				
第3期指定管理者の募集					

ふれあいと文化の薫り高い魅力的なまちづくりを推進するため、あやせ文化芸術祭等の開催により、市民の文化芸術活動の発表機会の提供と文化芸術の振興を図ります。また、文化芸術活動を推進する団体や個人が自立できるよう支援・育成していきます。

1 現状と課題

現 状

- 市民の文化芸術活動の活性化に向け、書道や絵画など全13部門による、あやせ文化芸術祭を毎年開催しています（令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で中止）。期間中は、作品展示や舞台発表に加え、来場者が文化芸術活動に興味を持つきっかけづくりとして、実際に活動を体験できるコーナーも設けています。
- 平成30年度には、あやせ文化芸術祭20周年記念事業として、前年度の子ども部門の上位受賞者や本市ゆかりの書家が観客の前で書を披露する席上揮毫会(せきじょうきごうかい)を、市役所1階市民ホールのリニューアル式典にあわせて開催しました。
- 文化芸術活動を推進する団体として、綾瀬市文化団体連盟を支援しています。
- 文化会館事業については、指定管理者が企画・運営する、市民参加のミュージカルの公演や、市文化団体連盟と連携し市内の文化芸術団体が舞台発表や相互交流などを行う催しなどを行っています。

課 題

- あやせ文化芸術祭が、市民の自主的・創造的な文化芸術活動の場として、今後も長く開催し続けるイベントとなるよう、市民の文化芸術活動の継続・拡充に向け、市民がより主体的に行えるよう、活動の共有・共創の場を充実する必要があります。
- 本市の高齢化が進むなか、文化芸術祭の参加者数が年々減少していることから、若い世代の興味関心を引き出し、あらゆる年齢層の方が参加しやすい文化芸術活動の振興を図る必要があります。
- 市内の文化芸術活動を行う団体が、継続的な文化芸術活動を行っていくためには、可能な限り団体の自立ができるよう支援・育成をしていく必要があります。

2 主な取組（重点取組等）

取組No.10	あやせ文化芸術祭の開催	区分	継続	所管課	生涯学習課
重点取組					
概要	文化芸術活動の自主的な発表・創造の機会を設け、ふれあいと文化の薫り高い魅力的なまちづくりを推進するため、あやせ文化芸術祭を開催します。また、若い世代や外国人市民等あらゆる世代の参加を促すために、ICTや、やさしい日本語を活用した情報発信等の方法を工夫します。				
年度別 取組目標	年度	取組内容	事業量		
	R 3	①開催方針の協議・決定・評価 ②開催内容の協議・決定 ③参加者増加のための情報発信 ④来場者増加のためのPR ⑤あやせ文化芸術祭の開催 ⑥自主的な運営に向けた取組	①文化芸術祭懇話会：年2回 ②あやせ文化芸術祭実行委員会：年3回 ③広報掲載：1回、チラシ配布：13回 ICTを活用した情報発信：随時 参加申込みの電子申請の導入 ④広報掲載：1回、チラシ配布：13回 ICTを活用した情報発信：随時 ⑤13部門 ⑥各部門によるポスター・チラシの作成、受付の実施：11部門		
	R 4	①～⑥同上 ⑦あやせ文化芸術祭創設25周年記念事業の検討	①・②・⑤同上 ③同上、外国人市民等を対象とした参加者募集の検討 ④同上、外国人向けの来場へのPRの検討 ⑥同上、会計管理や目録作成を含めた各部門による自主的な運営：3部門 ⑦検討会：3回		
	R 5	①～④、⑥同上 ⑤あやせ文化芸術祭創設25周年記念事業の開催	①～④同上 ⑤13部門・記念事業 ⑥同上：4部門		
	R 6	①～④、⑥同上 ⑤あやせ文化芸術祭の開催	①～④同上 ⑤13部門 ⑥同上：5部門		
	R 7	①～⑥同上	①～⑤同上 ⑥同上：6部門		
5年後の 目標	あやせ文化芸術祭に若い世代や外国人市民等も含めた多くの方が参加し、文化芸術活動を行う個人・団体の情報共有・共創の場づくりを目指します。また、あやせ文化芸術祭の実行委員会が、自立した活動ができるよう新たな運営体制を構築します。				

3 その他取組

取組No.11	文化芸術活動を行う団体等への支援	区分	拡充	所管課	生涯学習課
概要	文化芸術団体の交流と親睦を図り、市の文化芸術の振興及び発展を図るために文化団体連盟を支援し、若い世代を取り込むためにICT等を活用して情報発信を行います。また、文化芸術活動を行う団体や個人の発表の場づくりとして、中央公民館に市民展示ギャラリーを開設します。				
主な 取組内容	文化団体連盟に対する補助金の交付				
	文化団体連盟等に係る支援				
	文化芸術活動を紹介した動画の作成・公開				
	中央公民館へ市民展示ギャラリーの開設				
取組No.12	文化会館での市民参加・共創事業の実施	区分	継続	所管課	生涯学習課
概要	指定管理者が民間のノウハウを生かし、文化芸術に関する市民主体の事業や、市民とともに企画・運営する文化会館事業を実施します。また、市内で文化芸術活動を行う団体等が活動や発表できる場の支援を行います。				
主な 取組内容	市民主体・市民参加型の文化会館事業の実施				
	市内で文化芸術活動を行う団体等の活動や発表の場の支援				



様々な市民ニーズがある多種多様な文化芸術への興味や関心を高め、地域の特性を生かした市内の文化芸術活動の活性化と振興を図るため、あやせ市民芸術鑑賞事業や各種コンサートの開催、小学校への音楽アウトリーチなど身近で文化芸術を鑑賞できる事業を実施します。また、市民の文化芸術活動の共有・共創の場を大切に、優れた文化芸術の鑑賞機会を提供します。

1 現状と課題

現 状

- 平成26年度から、市役所7階市民展示ホールを会場に、地域で活動する文化芸術団体の書道や絵画、写真、手工芸品等の文化芸術作品を展示する、あやせ市民芸術鑑賞事業を実施しています。
- 身近な音楽鑑賞の場として、市役所1階市民ホールを会場に、市民ホールコンサートを毎月1回開催しています。
- 綾瀬市・海老名市・座間市文化振興プロジェクトの一環として、アヤセ・プロムナード・コンサートを開催し、優れた芸術の鑑賞機会を提供するとともに、3市の文化的交流を図っています。
- 市内小学校を会場とし、本市にゆかりのあるプロの演奏家による子どもたちへの出張演奏会を行っています。
- 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で多くの事業が中止となりましたが、市民ホールコンサートでは窓口閉庁後に事前申し込み制として開催し、小学校への音楽アウトリーチ事業ではDVDの作成・配付を行い、人数制限や対面ではない新たな方法で、文化芸術の鑑賞機会を提供することができました。

課 題

- 文化芸術活動に対する市民ニーズを的確に把握するとともに、あやせ市民芸術鑑賞事業については、市民活動の共有・共創の場にもなるよう実施する必要があります。
- 市民ホールコンサートは、身近な音楽鑑賞の場であることから、さらに多彩な演奏内容に向けた充実を図るとともに、令和4年度の300回記念事業の開催に向け、企画・準備を進めていく必要があります。

○若い世代の文化芸術への興味・関心をより高めるために、とくに小学校への音楽アウトリーチ事業については、子ども・教職員アンケートの意見・要望を参考に、さらに内容の充実を図るため、曲目やプログラムの編成を工夫する必要があります。



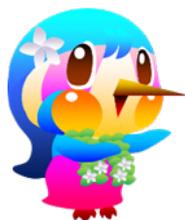
2 その他取組

取組No.13	あやせ市民芸術鑑賞事業の開催	区分	継続	所管課	生涯学習課
概要	文化芸術活動への興味や関心を高め、文化芸術活動への参加意欲の向上を図るため、市役所の市民展示ホールを会場に、市民へ芸術鑑賞機会を提供します。				
主な取組内容	地域で活動する文化芸術団体の作品を展示するあやせ市民芸術鑑賞事業の開催 市広報やホームページによる事業開催の周知				
取組No.14	市民ホールコンサートの開催	区分	継続	所管課	生涯学習課
概要	音楽鑑賞の機会の充実と市民に親しみやすい市役所にするため、昼休みのひとときを活用して音楽演奏会を開催します。また、開催時間を変更し、特別公演を開催します。				
主な取組内容	市役所市民ホールを会場とした演奏会の開催（月1回） 土曜日夕方の演奏会の開催（月1回の開催のうち年2回） 300回記念コンサートの実施（令和4年度）				





取組No.15	アヤセ・プロムナード・コンサートの開催	区分	継続	所管課	生涯学習課
概要	「綾瀬市・海老名市・座間市文化振興プロジェクト」の一環として、管弦楽団等による演奏会を開催し、優れた芸術の鑑賞機会を提供するとともに、3市の文化的交流と文化振興を図ります。				
主な 取組内容	3市協議会の開催				
	クラシック音楽を中心としたコンサートの開催				
取組No.16	小学校への音楽アウトリーチ事業の実施	区分	継続	所管課	生涯学習課
概要	文化芸術への興味や関心の高揚を図るため、プロの音楽家が市内小学校を会場に演奏会を開催し、子どもたちに優れた文化芸術の鑑賞機会を提供します。				
主な 取組内容	小学校への音楽アウトリーチ事業実行委員会の開催				
	市内小学校（希望する学校）へのクラシック音楽を主体とした出張演奏会の開催				
取組No.17	文化会館における優れた芸術鑑賞機会の提供	区分	継続	所管課	生涯学習課
概要	指定管理者が民間のノウハウを生かし、市民が優れた文化芸術にふれることができる鑑賞機会を提供します。				
主な 取組内容	優れた文化芸術にふれる文化会館事業の実施				
	伝統文化も含む多様な文化芸術に関する鑑賞機会の提供				



目久尻川流域に広がる歴史文化資源を、その原風景や生活文化資源とともに生かし、歴史文化資源を核とした地域の誇りづくりを推進することで、持続可能な地域の活性化と交流促進につながります。

1 現状と課題

現 状

- 目久尻川流域には、県指定考古資料が出土した吉岡遺跡群や国指定史跡の神崎遺跡、県指定史跡の早川城跡など多くの文化財が原風景を構成する田畑や斜面林とともに広がっています。これらの魅力を生かし、目久尻川流域を一体的に活用するため、令和元年度に「あやせ目久尻川歴史文化ゾーン構想」を策定しました。
- あやせ目久尻川歴史文化ゾーン構想を推進するため、令和元年度に南の拠点となる、みはらし広場に文化財の流域マップ等の案内板を、令和2年度には蟹ヶ谷公園に吉岡遺跡群の紹介をした説明板を設置しました。

課 題

- 地域社会の状況の変化、都市化に伴う開発や人々の価値観の多様化等の影響により、文化財や地域の歴史・伝統文化などが、地域活力の低下とともに失われつつあることから、郷土への強い思い（シビックプライド）を醸成する必要があります。
- 地域住民やあやせ目久尻川歴史文化ゾーンの支援者により、歴史や伝統文化等を次世代につなげていく仕組みづくりや、文化財、公園等の回遊のネットワーク化が進んでいないことから、推進に向けた支援体制の整備や仕組みづくりを進める必要があります。
- あやせ目久尻川歴史文化ゾーン構想は、地域コミュニティの活性化、地域内外との交流促進なども目指していることから、庁内関係部署、学校、文化財関係団体等とも連携を図りながら、構想の実現に向けた取組を進める必要があります。

2 主な取組（重点取組等）

取組No.18	あやせ目久尻川歴史文化ゾーン構想の推進	区分	新規	所管課	生涯学習課
重点/戦略P					
概要	令和元年度に策定した「あやせ目久尻川歴史文化ゾーン構想」に基づき、歴史文化ゾーン形成に向けた基盤整備や保存・継承・推進・活用体制を整え、イメージアップや魅力の多面的な情報提供・発信を進めます。				
年度別 取組目標	年度	取組内容	事業量		
	R 3	①構想推進協議会の開催 ②寺社等団体の歴史文化ゾーンへの参画 ③ICTほか各種媒体による情報発信 ④寺社等による歴史文化ゾーン関連自主事業の実施 ⑤庁内関係部署、学校、文化財関係団体等との連携 ⑥説明板の設置	①年2回程度 ②7団体 ③随時 ④2団体 ⑤随時 ⑥3か所		
	R 4	①～⑥同上	①～⑤同上 ⑥4か所		
	R 5	①～⑥同上 ⑦サイクリングロード等の整備の調査	①～⑤同上 ⑥5か所 ⑦1事業		
	R 6	①～⑤、⑦同上 ⑥誘導サインの設置	①～⑤同上 ⑥2か所 ⑦1事業		
R 7	①～⑥同上 ⑦サイクリングロード等の整備に係る関係機関との調整	①～⑤同上 ⑥4か所 ⑦1事業			
5年後の 目標	郷土への強い思い（シビックプライド）の醸成を図るとともに、国指定史跡の神崎遺跡を始めとした貴重な歴史文化資源を活用し、歴史文化ゾーンの持続性の確立と構想の深化、地域の活性化、交流の促進、地域ニーズに即した施設等の整備を進めます。				



神崎遺跡を始めとした文化財等の保存と活用（収集・調査・研究）や、史跡ガイドボランティア組織との協働体制づくりとその活用による市民の文化財保護への理解を深めるための事業を実施します。また、市史（昭和史・平成史・令和史）の編集に向けた資料収集や歴史的公文書等の保存・活用のため、マイクロフィルム化・デジタル化を進めます。

1 現状と課題

現 状

- 神崎遺跡や資料館での環濠公開*や講演会、まが玉・土器作り、VR（仮想現実）の導入を始め、大学との連携・協働によるプロジェクションマッピングの上映等のICT活用事業や、お月見や端午の節句といった季節ごとの定期的なイベント等を実施しています。
- 市内の出土した遺物や民具等は、文化財収蔵庫や神崎遺跡資料館で保存・管理し、企画展や小学校の授業で活用しています。
- 史跡ガイドボランティア組織との協働により、組織の技術向上のための講座やガイド育成講座を開催しています。
- 昭和・平成・令和の歴史を記述した市史の編集に向け、資料収集を進めています。
- 歴史的公文書等を大切に保存・活用するため、マイクロフィルム化・デジタル化を進めています。

課 題

- 神崎遺跡資料館の来館者が減少していることから、来館者やイベント参加者の意見を分析するとともに、あやせ目久尻川歴史文化ゾーンの形成に伴い、寺社等による関連自主事業を展開する必要があります。
- 史跡ガイドボランティア組織は高齢化等に伴う会員減少が続いていることから、新規会員獲得に向けて継続的に育成講座を開催するとともに、ボランティアの活躍する場を提供するなど、新たな取組を検討する必要があります。
- 市史資料は、保存年限を経過し、廃棄される公文書のうち、歴史的資料として価値を有すると認められる歴史的公文書が主なものであり、今後も増加し、劣化も進むことから、適切に管理・保存し、活用をしていくため、保存場所を確保するとともに、引き続きマイクロフィルム化・デジタル化を進める必要があります。

環濠公開 史跡公園として整備され、現在、地中に保存されている環濠（集落周囲に巡る溝）の一部を年1回掘り返し、一般に公開する事業。

2 その他取組

取組No.19	神崎遺跡の保存と活用	区分	継続	所管課	生涯学習課
概要	国指定史跡を適正に保存するとともに、学校との連携・協働事業や定期的なイベントの実施により、神崎遺跡の活用を進め、地域の郷土愛の醸成を図ります。				
主な取組内容	学校との連携・協働による情報技術等を活用した情報発信				
	国指定史跡の神崎遺跡を活用したイベント等の実施				
	市内全小学校6年生を対象とした神崎遺跡資料館見学会の実施				
取組No.20	文化財等の保存と活用	区分	継続	所管課	生涯学習課
概要	埋蔵文化財や民具、文書等の歴史資料を調査の上、適切に保存・管理し、研究を進めるほか、活用に向け、情報共有・発信を工夫します。また、歴史講演会のほかイベントなどを通じて文化財等への市民の理解を深めます。さらに、適正規模の文化財展示機能を有する複合的施設の整備について、調査・研究を進めます。				
主な取組内容	民具企画展の開催				
	歴史講演会の開催				
	小・中学校における郷土学習への講師（市職員）の派遣				
	複合的施設の整備に向けた調査・研究				
取組No.21	史跡ガイドボランティア組織への支援と活用	区分	継続	所管課	生涯学習課
概要	市民の文化財保護への理解を深めるため、協働事業を通して史跡ガイドボランティア組織の活用を図ります。また、会員の技術向上に向け、活躍の場を提供するとともに、新規会員獲得に向けた講座の開催等により、組織を支援します。				
主な取組内容	文化財めぐりなどの協働事業の開催				
	史跡ガイドボランティアの技術向上のための講座の開催				
取組No.22	綾瀬市史の編集	区分	継続	所管課	生涯学習課
概要	綾瀬市の歴史を明らかにし、広く市民に知らせるため、市史（昭和史・平成史・令和史）の編集に向けた資料の収集や調査、研究を進めます。				
主な取組内容	歴史的公文書の収集や調査、研究				
	個人所蔵資料の収集や調査、研究				
取組No.23	市史資料のマイクロフィルム化・デジタル化の推進	区分	継続	所管課	生涯学習課
概要	歴史的公文書や個人所蔵資料等の市史資料を大切に保存・活用するため、マイクロフィルム化とデジタル化を進めます。				
主な取組内容	歴史的価値がある資料の整理・保存				
	市史資料のマイクロフィルム化・デジタル化の実施				

家庭教育を推進するため、未就学児や小・中学校の保護者に向け、市PTA連絡協議会等の各団体などと連携し、家庭教育アドバイザーによる講演会を行うなど、家庭教育支援の充実に取り組みます。また、庁内関係部署や各種団体とともに「あやせゼロの日運動」や「あやせ夜間ゼロ運動」の普及・啓発を進めていきます。

1 現状と課題

現 状

- 家庭教育アドバイザーを配置し、家庭の教育力向上のための助言や相談、講演会を行っています。
- 小・中学校や図書館と連携し、家庭での読書、家族の会話やふれあいなど家族の時間を充実させることを目指す、あやせゼロの日運動の普及・啓発を進めています。
- 教育委員会所管課と市PTA連絡協議会が連携し、小・中学生のスマートフォンやゲーム機等の適切な使用を目指す、あやせ夜間ゼロ運動の普及・啓発に取り組んでいます。また、市長部局においても市PTA連絡協議会の支援を通じ、家庭での適切なスマートフォンの使用方法に関する講座等を開催しています。
- 小・中学校PTAや幼稚園保護者の会等との共催による家庭教育に関する講座を開催するに当たり、講座の内容や運営方法について学ぶ、地域家庭教育講座開設研修会を実施し、家庭教育アドバイザーによる助言を行うなど、各団体がスムーズに講座を開催できるよう支援しています。

課 題

- 家庭を取り巻く環境の変化への対応や家庭教育の向上のためには、各家庭への情報提供や相談体制の充実が必要なことから、今後も市PTA連絡協議会や家庭教育アドバイザー等と連携した講座・研修会等を開催する必要があります。
- 未就学児への家庭教育の推進については、現在、情報提供や普及・啓発等の場が少ないことから庁内関係部署と連携を強化していく必要があります。
- 家庭教育の支援とともに、地域全体で子どもを育てる体制を構築していく必要があります。

2 主な取組（重点取組等）

取組No.24	家庭教育支援の充実	区分	継続	所管課	生涯学習課 教育指導課
重点取組					
概要	保育所、幼稚園、小・中学校、PTA連絡協議会等と連携し、家庭教育アドバイザーによる講座や講演の開催、あやせゼロの日運動・あやせ夜間ゼロ運動の普及・啓発等を実施することにより、家庭の教育力の向上と充実を目指します。				
年度別 取組目標	年度	取組内容	事業量		
	R 3	①地域家庭教育講座の開催 ②家庭教育アドバイザー等による講演会の開催 ③あやせゼロの日運動の普及と啓発 ④あやせ夜間ゼロ運動の普及と啓発 ⑤団体等と連携した家庭教育に関する講座の開催	①随時（幼稚園保護者の会、小・中学校PTA） ②年11回 ③随時、広報掲載：年6回、防災無線：年35回 ④随時 ⑤随時		
	R 4	①～⑤同上	①～⑤同上		
	R 5	①～⑤同上	①～⑤同上		
	R 6	①～⑤同上	①～⑤同上		
	R 7	①～⑤同上	①～⑤同上		
5年後の 目標	家庭教育アドバイザーの配置や保育所、幼稚園、小・中学校、団体等と連携した各種事業等を実施し、家庭の教育力が向上することを目指します。				

3 その他取組

取組No.25	PTA連絡協議会活動の支援	区分	継続	所管課	生涯学習課
概要	子育て環境を向上させるため、家庭教育の充実を図り、PTA指導者研修会や家庭教育推進大会等の事業に対して支援します。				
主な 取組内容	家庭教育の充実を図る事業への補助金の交付				
	PTA連絡協議会との連携による講演会等の企画・運営				

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の設置に合わせ、地域学校協働活動を一体的に展開するための体制づくりに取り組みます。また、地域と学校の実情に応じた、地域学校協働活動の企画・立案、学校や地域住民、企業・団体等の関係者との連絡・調整、地域ボランティアの募集・確保などといった役割を担う地域学校協働活動推進員を育成するとともに、地域学校協働活動を推進し、地域全体の活性化につなげます。

1 現状と課題

現 状

- 令和4年度からのコミュニティ・スクールの全校配置により、地域学校協働活動との一体的推進に向け、教育委員会所管課と連携を図りながら、調査・研究を行っています。
- 学校の教育活動における地域ボランティア等の協力により、地域全体で子どもたちの成長を支える活動に取り組んでいます。
- 市民が身近な学校施設で生涯学習活動が行えるよう、特別教室棟を地域の登録団体に開放しています。

課 題

- 学校・家庭・地域が連携・協働して子どもたちの学びや成長を支えるため、コミュニティ・スクールの設置と並行して、地域学校協働活動の推進に向けた体制の整備を進める必要があります。
- 地域学校協働活動の体制を充実させるため、その役割を担う地域学校協働活動推進員（コーディネーター）を各学校へ配置するとともに、その育成に向けた取組を推進する必要があります。
- 地域学校協働活動の拡充とともに、地域全体の活性化に向けた取組を推進する必要があります。
- 生涯学習人材バンク制度等を活用した、地域ボランティア等の活躍の場づくりを検討します。



2 その他取組

取組No.26	地域学校協働活動の推進	区分	拡充	所管課	生涯学習課 教育指導課
概要	地域学校協働活動とコミュニティ・スクールを一体的に推進するため、その役割を担う地域学校協働活動推進員（コーディネーター）を各学校運営協議会の中から1名委嘱し、その養成を図るとともに、地域学校協働活動を推進し、地域全体で子どもを育てるための体制づくりや、地域全体の活性化につなげます。				
主な 取組内容	地域学校協働活動推進員（コーディネーター）の委嘱及び養成講座の実施				
	生涯学習人材バンク制度等の活用				
	地域ボランティア・団体等を学校等へ情報発信				

取組No.27	学校開放の実施	区分	継続	所管課	生涯学習課 教育総務課
概要	市民の身近な活動拠点や学習活動の場として、小・中学校特別教室棟などの学校施設を登録団体に開放します。 ※学校の運動施設の利用に関する事務はスポーツ課が所管しています。				
主な 取組内容	特別教室棟（早園小・綾瀬中・城山中）の開放				

